

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法			法令番号	昭和23年法律第242号		
手続名	選挙、当選の取消（創立総会）			根拠条項	第125条第2項		
処分基準	当該条項の規定のとおりとする。						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	目次 542